平成２２年（再ロ）第１０１５５号
東京都八王子市元八王子町２―1380―１
再生債務者　吉田　　貢
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月４日から平成23年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第５号
横浜市港南区上永谷４丁目17番15号　ガーデンハイツⅡ201号
再生債務者　早川　啓太
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月５日から平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０７号
大阪市西淀川区佃１丁目19番１号
再生債務者　岡　　泰生
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月24日から平成23年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１３号
大阪府守口市佐太中町１丁目３番14号
再生債務者　中村　　勝
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月24日から平成23年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
山口県熊毛郡平生町大字平生村579番地の１
再生債務者　八木　　綾
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月５日から平成23年４月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３８号
仙台市泉区長命ケ丘２丁目21番地の１　ロイヤルメゾン泉305
再生債務者　熊谷　隆子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月14日まで平成23年２月21日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１９号
北九州市小倉南区高野５丁目11番20号
再生債務者　畑中　　誠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月14日まで平成23年２月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第１号
群馬県桐生市川内町５丁目334番地の９
再生債務者　矢島　義之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月15日まで平成23年２月22日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（再ロ）第２５号
埼玉県川口市大字源左衛門新田65番地の33
再生債務者　中嶋　利夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月15日まで平成23年２月22日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１４号
兵庫県西宮市塩瀬町生瀬1131番地105　２番館607号
再生債務者　中西　惠三
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月15日まで平成23年２月22日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再ロ）第３号
愛媛県西条市丹原町石経794番地２
再生債務者　定成　髙法
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月15日まで平成23年２月22日　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（再ロ）第１０号
青森市奥野１丁目16番10号
再生債務者　高山　宗吾
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで平成23年２月22日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１２号
広島市東区中山上２丁目26番20号
再生債務者　佐々木幸子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで平成23年２月22日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２０号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台６丁目33番地
再生債務者　奥谷　典嗣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０１１０号
東京都練馬区東大泉７―34―33
再生債務者　松本　泰浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号
広島県世羅郡世羅町大字寺町2135番地４
再生債務者　向井千恵美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日　広島地方裁判所尾道支部

平成２２年（再ロ）第１３号
山形県西村山郡河北町谷地甲293番地
再生債務者　吉田　　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日　　山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第３５号
横浜市港北区新横浜１丁目28番地２　1106号
再生債務者　渡辺　浩二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４号
長野県佐久市鳴瀬951番地５
再生債務者　籠島　隆則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月22日
長野地方裁判所佐久支部再生係